平成20年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題】

甲は、女性用サンダルに係る意匠イを創作し、意匠イに係る女性用サンダルをイタリアで開催された展示会において1ヶ月間、甲の商品として展示するとともに、カタログに掲載し、展示会の一般来場者に頒布した。展示会終了後、甲は、意匠イについての意匠登録出願Aをした。

乙は、上記展示会終了後、意匠登録出願Aの日前に、自ら創作した意匠イに類似する 女性用サンダルに係る意匠口についての意匠登録出願Bをし、意匠登録出願Bの日後に、 意匠口に係る女性用サンダルを販売した。

この場合、甲は、意匠イについて意匠登録を受けることができるか否かについて、理由を付して述べよ。

なお、意匠登録出願A及び意匠登録出願Bは、いずれも優先権主張を伴うものでない ものとする。

【50点】

【問題】

甲は、自ら創作したハンドバッグ用口金の意匠に係る登録意匠イ及び意匠に係る物品をハンドバッグとするハンドバッグの口金部分についての部分意匠に係る登録意匠口を有している。乙は、業として自ら創作したハンドバッグを製造・販売し、丙は、業として自ら創作したハンドバッグ用口金を製造し、乙に納入している。この場合、以下の各問に答えよ。

なお、甲の有する登録意匠は、いずれも秘密意匠に係るものではなく、乙及び丙は、いかなる意匠登録出願もしておらず、乙によるハンドバッグの製造の準備及び丙によるハンドバッグ用口金の製造の準備は、いずれも甲の有する登録意匠に係る意匠登録出願の日後に開始されたものとする。

- (1) 甲は、乙のハンドバッグに用いられている口金が登録意匠イに類似していると判断したため、ハンドバッグの製造・販売の中止を求める内容の警告状を乙に送付した。この場合、甲からの警告状に対し、乙が検討すべき事項及びとり得る対応について、理由を付して述べよ。
- (2) 甲は、乙のハンドバッグに用いられている口金が登録意匠口に類似していると判断したため、ハンドバッグの製造・販売の中止を求める内容の警告状を乙に送付した。この場合、甲からの警告状に対し、乙が検討すべき事項のうち、(1)と異なるものについて、理由を付して述べよ。
- (3) 甲は、丙に対し、差止請求権を行使し得るか否かについて、登録意匠イ及び登録意匠口それぞれの場合において理由を付して述べよ。

【50点】